

平成22年1月26日

砂利採取業者の皆様へ

砂利採取計画認可申請要領の一部改正等について

1 要領の一部改正について

(1) 改正の概要

ア 洗浄の認可申請時に係る保証書の添付が必須になります

これまで、砂利採取に係る場合については保証書の添付を要する旨、要領の条文上に規定されていますが、洗浄については様式にはあるものの条文上不明確であるため、明示しました。(要領 II 第3 2)

イ 廃止届出書の提出を省略できる場合を設けます

洗浄の場合で、継続して認可を受けるときは、廃止届出書の提出を省略することができることとしました。(要領 IV 第1 2)

ウ 廃止届出書に添付する確認書を省略できる場合を設けます

山砂利採取の場合など、一団地の採取終了時に跡地処理をする方が適当である場合については、土地所有者又は耕作者の確認書の添付を省略することができることとしました。(要領 IV 第1 2但し書き)

(2) 施行年月日

この要領は、平成22年4月1日施行となりますので、上記(1)アについて、同日以降に認可申請を行う場合はご注意ください。

2 その他（採石法の認可を要するもの）

いわゆる「真砂土」等採石法の適用を受ける岩石である花こう岩が風化したものについては、砂利採取法ではなく、採石法の適用を受けることとなりますので、その場合は福島県商工労働部企業立地課又は各地方振興局地域づくり・商工労政課までお問い合わせください。

(企業立地課 電話 024-521-7882)

3 問い合わせ先

福島県農林水産部農地管理課
電 話 024-521-7443
FAX 024-521-7943
または各農林事務所農村整備部